

その他、介護保険法令に定める加算・減算項目は以下の通りとなります。

提供サービス	介護給付費に係る項目		該当状況
多 岐 多 岐	要 不	初期加算 ⇒30単位加算/日(入院1ヶ月以上を含む)	有
		登録者数が登録定員を超える場合 ⇒30/100単位減算	無
		過少サービスに対する減算 ⇒30/100単位減算	無
		口腔・栄養スクリーニング加算 ⇒20単位加算(6ヶ月に1回)	無
		生活機能向上連携加算 ⇒加算Ⅰ 100単位加算(月1回)	無
		身体拘束廃止未実施減算 ⇒所定単位数の1.0%減算	基準型
	請 申	職員の欠員による減算の状況 ⇒30/100 単位減算	無
		高齢者虐待防止措置未実施の有無 ⇒所定単位数の1.0%減算	基準型
		業務継続計画策定の有無 ⇒所定単位数の1.0%減算	基準型
		若年性認知症利用者受入加算 ⇒800単位/月	無
		総合マネジメント体制強化加算 ⇒加算(Ⅱ) 800単位/月	有
		科学的介護推進体制加算 ⇒40単位加算/月	有
		生産性向上推進体制加算 ⇒加算Ⅱ 10単位/月	無
		サービス提供体制強化加算 ⇒加算(Ⅰ) 750単位/月	無
介護職員等処遇改善加算(Ⅱ) ⇒所定単位数に加算率(14.6%)を乗じた単位数	有		

所定単位数と介護職員等処遇改善加算の総単位数に、地域単価を乗じた金額をもとに自己負担額を計算します。

#### 【補足説明】

○申請不要項目とは

サービスを行った実績により、該当する項目がある場合、介護報酬として加・減算請求される項目です。表示は現時点での加算該当状況となります。

「該当無」で記載されておりましたが、お客様のご利用状況、事業所の運営体制によって請求が生じる場合がございます。

○事前申請項目とは

サービス開始前に管轄保険者(県、市町村)に申請し、サービス単位に加・減算される項目です。尚、該当項目に変更が生じた場合には、本表を変更し再度ご通知致します。